

新潟市西福祉事務所事務専決要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市西福祉事務所長の権限に属する事務の専決に関して必要な事項を定めるものとする。

(専決)

第2条 新潟市西福祉事務所が所管する事務については、下表により専決するものとする。

項 目	福祉事務所長	課 長
1 生活保護法（以下「法」という。）に関する事項 (1) 法第24条又は法第25条の規定により保護を開始又は変更すること。 (2) 法第26条の規定により保護を停止又は廃止すること。 (3) 法第27条の規定により被保護者に対し、指導又は指示をすること。 (4) 法第28条第1項の規定により立入調査又は検診命令をすること。 (5) 法第28条第4項の規定により申請を却下又は保護を変更、停止、若しくは廃止すること。 (6) 法第29条の規定により調査を嘱託又は報告を請求すること。 (7) 法第30条から法第37条の2までの規定により保護の方法を決定すること。 (8) 法第62条第3項及び第4項の規定により保護の変更、停止又は廃止並びに必要な措置をすること。		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
2 その他福祉事務所が所管する事務に関する事項を処理すること。	重要な もの	軽易な もの

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。